令和５年度定期予防接種のスケジュールについて
【岩手町】

○接種する前に

定期予防接種と新型コロナワクチンは、互いに片方のワクチンをうけてから、２週間後に接種できます。
詳細は、かかりつけ医にご相談ください。

○ロタウイルス感染症　※使用するワクチンによって、接種回数が異なります

対象の病気：急性胃腸炎（ロタウイルス感染症）

ロタリックス＜１価ワクチン＞

接種する時期（標準的な接種時期）	接種回数	接種間隔
出生６週０日後から 24 週０日後までの間 （1 回目接種は２ヶ月から 14 週６日後まで）	２回	27 日以上の間隔をあけて、２回経口接種する。

６週０日後～　１回目　27 日以上⇒　24 週０日後まで　２回目

ロタテック＜５価ワクチン＞

接種する時期（標準的な接種時期）	接種回数	接種間隔
出生６週０日後から 32 週０日後までの間 （1 回目接種は２ヶ月から 14 週６日後まで）	３回	27 日以上の間隔をあけて、３回経口接種する。

６週０日後～　１回目　27 日以上⇒　２回目　27 日以上⇒　32 週０日後まで　３回目

※どちらかのワクチンを接種する。

○B 型肝炎

対象の病気：B 型肝炎

接種する時期	接種回数	接種間隔
生後２か月から１歳未満	初回２回 追加１回	初回：１回目の接種終了後、27 日以上の間隔をあけて２回目を接種する。 追加：１回目の接種から 139 日以上の間隔をあけて接種する。

２ヶ月以上 １回目 → 27 日以上⇒ ２回目 → １回目の接種から 139 日以上⇒ １歳未満 ３回目

※出生後、母子感染予防として B 型肝炎予防ワクチンを接種したお子さんは対象外

○ヒブ感染症　※接種開始年齢により、接種回数が異なります

対象の病気：髄膜炎、敗血症、菌血症等の感染症

接種開始年齢	接種回数	接種間隔（標準的な接種間隔）
生後２ヶ月から７ヶ月未満	初回３回 追加１回	初回：１歳までに 27 日以上（27 日から 56 日まで）の間隔をあけて３回接種する。 追加：初回３回目の接種終了後、７ヶ月以上（７ヶ月から 13 ヶ月まで）の間隔をあけて接種する。

１歳未満 １回目 → 27 日以上⇒（27～56 日） → １歳未満 ２回目 → 27 日以上⇒（27～56 日） → １歳未満 ３回目 → ７ヶ月以上⇒（7～13 ヶ月） → ５歳未満 ４回目

接種開始年齢	接種回数	接種間隔（標準的な接種間隔）
生後７か月から１歳未満	初回２回 追加１回	初回：１歳までに 27 日以上（27 日から 56 日まで）の間隔をあけて２回接種する。 追加：初回２回目の接種終了後、７ヶ月以上（７ヶ月から 13 ヶ月まで）の間隔をあけて接種する。

１歳未満 １回目 → 27 日以上⇒（27～56 日） → １歳未満 ２回目 → ７ヶ月以上⇒（7～13 ヶ月） → ５歳未満 ３回目

接種開始年齢	接種回数
１歳から５歳未満	１回

○小児の肺炎球菌感染症　※接種開始年齢により、接種回数が異なります

対象の病気：髄膜炎、敗血症、菌血症等の感染症

接種開始年齢	接種回数	接種間隔
生後２ヶ月から７ヶ月未満	初回３回 追加１回	初回：１歳までに 27 日以上の間隔をあけて２回、２歳までに 27 日以上の間隔をあけて１回接種する。 追加：初回３回目の接種終了後、１歳以上かつ 60 日以上あけて接種する。

1 歳未満 １回目 → 27 日以上 → 1 歳未満 ２回目 → 27 日以上 → 2 歳未満 ３回目 → 60 日以上 → 1 歳～5 歳未満 ４回目

接種開始年齢	接種回数	接種間隔
生後７か月から１歳未満	初回２回 追加１回	初回：２歳までに 27 日以上の間隔をあけて２回接種する。 追加：初回 2 回目の接種終了後、１歳以上かつ 60 日以上あけて接種する。

2 歳未満 １回目 → 27 日以上 → 2 歳未満 ２回目 → 60 日以上 → 1 歳～5 歳未満 ３回目

接種開始年齢	接種回数	接種間隔
１歳から２歳未満	２回	60 日以上の間隔をあけて、２回接種する。

1 歳以上 １回目 → 60 日以上 → 5 歳未満 ２回目

接種開始年齢	接種回数
２歳から５歳未満	１回

○四種混合

対象の病気：ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）

接種する時期	接種回数	接種間隔（標準的な接種間隔）
生後２ヶ月から 7 歳 6 ヶ月未満	初回３回 追加１回	初回：20 日以上（20 日から 56 日まで）の間隔をあけて３回接種する。 追加：初回３回目の接種終了後、６ヶ月以上（１年から１年６ヶ月まで）の間隔をあけて接種する。

２ヶ月以上 → １回目 → 20 日以上⇒（20～56 日） → ２回目 → 20 日以上⇒（20～56 日） → ３回目 → ６ヶ月以上⇒（１年～１年６ヶ月） → ７歳６ヶ月未満 ４回目

○二種混合

対象の病気：ジフテリア、破傷風

接種する時期	接種回数
11 歳以上 13 歳未満 平成 23 年度生まれ	１回

※小学校６年生になる年度に予診票を郵送

○BCG

対象の病気：結核

接種する時期（標準的な接種時期）	接種回数
生後１歳未満（5 ヶ月から８ヶ月未満）	１回

○麻しん風しん（MR）

対象の病気：麻しん、風しん

接種する時期	接種回数
【１期】 １歳から２歳未満	１回
【２期】 小学校就学１年前の 平成 29 年度生まれ	１回

※２期は、保育園・幼稚園年長相当になる年度に予診票を郵送

○水痘（水ぼうそう）

対象の病気：水痘（水ぼうそう）

接種する時期（標準的な接種時期）	接種回数	接種間隔（標準的な接種間隔）
１歳から３歳未満 （１回目は１歳から１歳３ヶ月まで）	２回	１回目終了後、３ヶ月以上（６ヶ月から１年まで）の間隔をあけて接種する。

１歳以上 １回目 → ３ヶ月以上⇒（６ヶ月～１年） → ３歳未満 ２回目

○日本脳炎１期

対象の病気：日本脳炎

接種する時期（標準的な接種時期）	接種回数	接種間隔（標準的な接種間隔）
３歳から７歳６ヶ月未満 （３歳から４歳まで）	初回２回	１回目終了後、６日以上（６日から 28 日まで）の間隔をあけて接種する。
３歳から７歳６ヶ月未満 （４歳から５歳まで）	追加１回	２回目の接種終了後、６ヶ月以上（約１年）の間隔をあけて接種する。

３歳以上 １回目 → ６日以上⇒（6～28 日） → ２回目 → ６ヶ月以上⇒（約１年） → ７歳６ヶ月未満 ３回目

○日本脳炎２期

対象の病気：日本脳炎

接種する時期（標準的な接種時期）	接種回数
９歳から 13 歳未満 （９歳から 10 歳まで）	１回

※９歳を迎える年度に予診票を郵送

○日本脳炎特例対象者

接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、積極的勧奨が差し控えられていましたが、その後、新たなワクチンが開発され、現在は通常どおり予防接種を受けられるようになりました。

積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃してしまった下記対象者の方は、期間内であれば無料で日本脳炎の予防接種を受けることができます。接種間隔や予診票の発行などについては、役場健康福祉課までお問い合わせください。

対象者：平成７年４月２日～平成 19 年４月１日生まれの 20 歳未満で未接種の方

○ヒトパピローマウイルス感染症　※令和４年度より定期予防接種再開

※接種するワクチンによって、接種間隔が異なります

対象の病気：子宮頸がん

サーバリックス（2 価）

接種する時期	接種回数	接種間隔（標準的な接種間隔）
12 歳になる年度の初日から 16 歳になる年度の末日まで（小学校６年生から高校１年生）	３回	１回目の接種から 1 ヶ月以上の間隔をあけて２回目を接種し、１回目の接種から 5 ヶ月以上かつ２回目の接種から 2 ヶ月半以上（1 回目接種から６ヶ月以上）の間隔をあけて３回目を接種する。

12 歳になる年度の初日　　16 歳になる年度の末日

１回目　１ヶ月以上⇒　２回目　１回目の接種から５ヶ月以上⇒ ２回目の接種から２ヶ月半以上 （１回目の接種から６ヶ月以上）　３回目

ガーダシル（4 価）

接種する時期	接種回数	接種間隔（標準的な接種間隔）
12 歳になる年度の初日から 16 歳になる年度の末日まで（小学校６年生から高校１年生）	３回	１回目の接種から 1 ヶ月以上（2 ヶ月以上）の間隔をあけて２回目を接種し、２回目の接種から３ヶ月以上（1 回目の接種から６ヶ月以上）の間隔をあけて３回目を接種する。

12 歳になる年度の初日　　16 歳になる年度の末日

１回目　１ヶ月以上（2 ヶ月以上）　２回目　2回目から３ヶ月以上⇒ （1 回目の接種から６ヶ月以上）　３回目

シルガード９（９価）

接種する時期	接種回数	接種間隔（標準的な接種間隔）
12 歳になる年度の初日から 16 歳になる年度の末日まで（小学校６年生から高校１年生）	① １回目の接種を 15 歳未満で接種した場合２回	１回目の接種から少なくとも５ヶ月以上（６ヶ月以上）の間隔をあけて２回目を接種する。
	② １回目の接種を 15 歳を過ぎてから接種した場合３回	１回目の接種から１ヶ月以上（２ヶ月以上）の間隔をあけて２回目を接種し、２回目から３ヶ月以上（１回目の接種から６ヶ月以上）の間隔をあけて３回目を接種する。

① の場合

12 歳になる年度の初日　　16 歳になる年度の末日

１回目　５ヶ月以上⇒（６ヶ月以上）　２回目

② の場合

12 歳になる年度の初日　　16 歳になる年度の末日

１回目　１ヶ月以上（２ヶ月以上）　２回目　2回目から３ヶ月以上⇒ （1 回目の接種から６ヶ月以上）　３回目

○ヒトパピローマウイルス感染症のキャッチアップ

ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛が接種後にみられたことなどから、積極的勧奨が差し控えられていましたが、最近の知見を踏まえ、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められたため、令和４年４月より積極的勧奨が再開されました。

積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃してしまった下記対象者の方は、令和７年３月末日までは無料で子宮頸がん予防ワクチンの予防接種を受けることができます。接種間隔や予診票の発行などについては、役場健康福祉課までお問い合わせください。

対象者：平成９年４月２日生まれ～平成 19 年４月１日生まれの女性で未接種の方

○問い合わせ先
岩手町役場 健康福祉課 子育て支援係
電　話　0195-62-2111（内線 565）　　ＦＡＸ　0195-61-1160